「給食食材レスキュー“レス給（キュー）”」（学校給食における未利用食品の提供）について

令和５年２月２１日
川崎市教育委員会事務局

１ 「給食食材レスキュー“レス給（キュー）”」とは

川崎市立学校の臨時休業等に伴い学校給食を急遽中止したことによって、給食食材として利用することができなくなってしまう食品（未利用食品）が発生することがあります。

こうした健康給食の食材として使われるはずだったものの行き場を失ってしまった食品を、「レスキュー」して、こども食堂等（「給（救）助隊」）の食材に活用してもらう「給食食材レスキュー “レス給（キュー）”」をＳＤＧｓの取組の一つとして実施するものです。

２ 未利用食品とは（未利用食品の定義）

「未利用食品」とは、市が保有する給食食材のうち、市立学校の臨時休業等により学校給食が急遽中止となり、発注中止、保管等の対応を取ることができず学校給食の食材として利用することができなくなってしまった食品をいいます。

ただし、未利用となる食品でも、食品の提供にあたって品質を保証することが困難なもの、その他の理由で食品の提供が困難と市が判断したものは、未利用食品として提供はしません。

【実際の発生した未利用食品の例】

食品名
・さば（冷凍・切り身）
・ホールコーン（冷凍）
・生わかめ
・新じゃが芋
・キャベツ
・たまねぎ
・にんじん
・もやし

（注）上記は一例です。実際に提供する未利用食品とは異なる場合があります。
また、未利用食品は、比較的、消費期限が短く、長時間保管しておくことができない生鮮食品が多くなっています。

３ 未利用食品の提供対象団体

（１）要綱

本取組は、学校給食における未利用食品を有効活用し、子どもに食事を提供する活動等を行う団体へ未利用食品を提供することに関し必要な事項を定めた「川崎市立学校の学校給食における未利用食品の提供に関する要綱」に基づき実施します。

（２）提供対象団体の登録

未利用食品の提供を希望する団体は、要綱に基づき「未利用食品提供の取組の登録申請書（第１号様式）」を教育委員会事務局あて提出し、あらかじめ登録します。

（注）登録申請時に、登録団体は、未利用食品の利用にあたっての禁止事項（目的外利用、転売等）を行わないことを誓約することとします。

（３）未利用食品の提供対象団体

未利用食品の提供対象となる団体は、市内において、地域の子育て支援等を目的としてこどもに食事を提供する活動などを行う次の団体とします。

①　こども食堂

地域のボランティア等が子どもたちに食事を提供する団体で次の要件を全て満たす団体

ア　３名以上のメンバーが活動しており、少なくとも月１回以上、支援活動等を実施していること
イ　団体として組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること
ウ　非営利活動であり、収益事業でないこと
エ　利用者から、実費（材料費、水光熱費等）以上の利用料を徴収していないこと
オ　衛生管理上、必要な調理設備が整っている食事提供場所（活動実施場所）があり、衛生管理担当者を決めていること
カ　提供された未利用食品を安全に保管できる場所があり、管理担当者を決めていること

②　フードバンク

食品ロスの削減の推進に関する法律第１９条第１項に定める活動を行う団体

③　児童養護施設等を運営する団体

児童福祉法に規定された児童養護施設等を運営する団体のうちこどもに食事を提供する活動などを行う団体

④　国等から補助・委託等を受けて子どものいる家庭に食品を提供する団体

「給食食材レスキュー“レス給（キュー）”」（学校給食における未利用食品の提供）について

4　未利用食品の提供までの流れ

【未利用食品の発生から提供まで（詳細はフロー図参照）】

川崎市立学校の臨時休業等に伴い、学校給食が急遽中止となり、未利用食品が発生（①）した場合、あらかじめ登録された子どもに食事を提供する活動等を行う団体（こども食堂等）あてに、電子メールにより情報を配信（②）し、受け取りを希望する団体が食品を引き取る（③）ものです。

【参考】学校給食における未利用食品の提供までの流れ（イメージ）

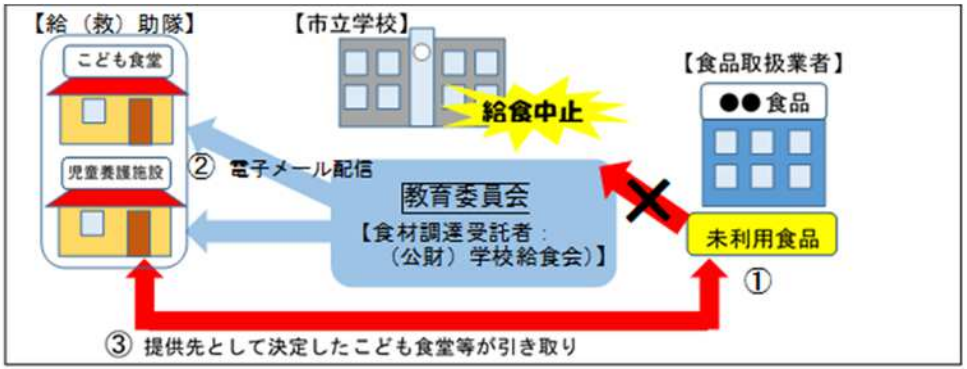

【参考】学校給食における未利用食品の提供までの流れ（フロー図）

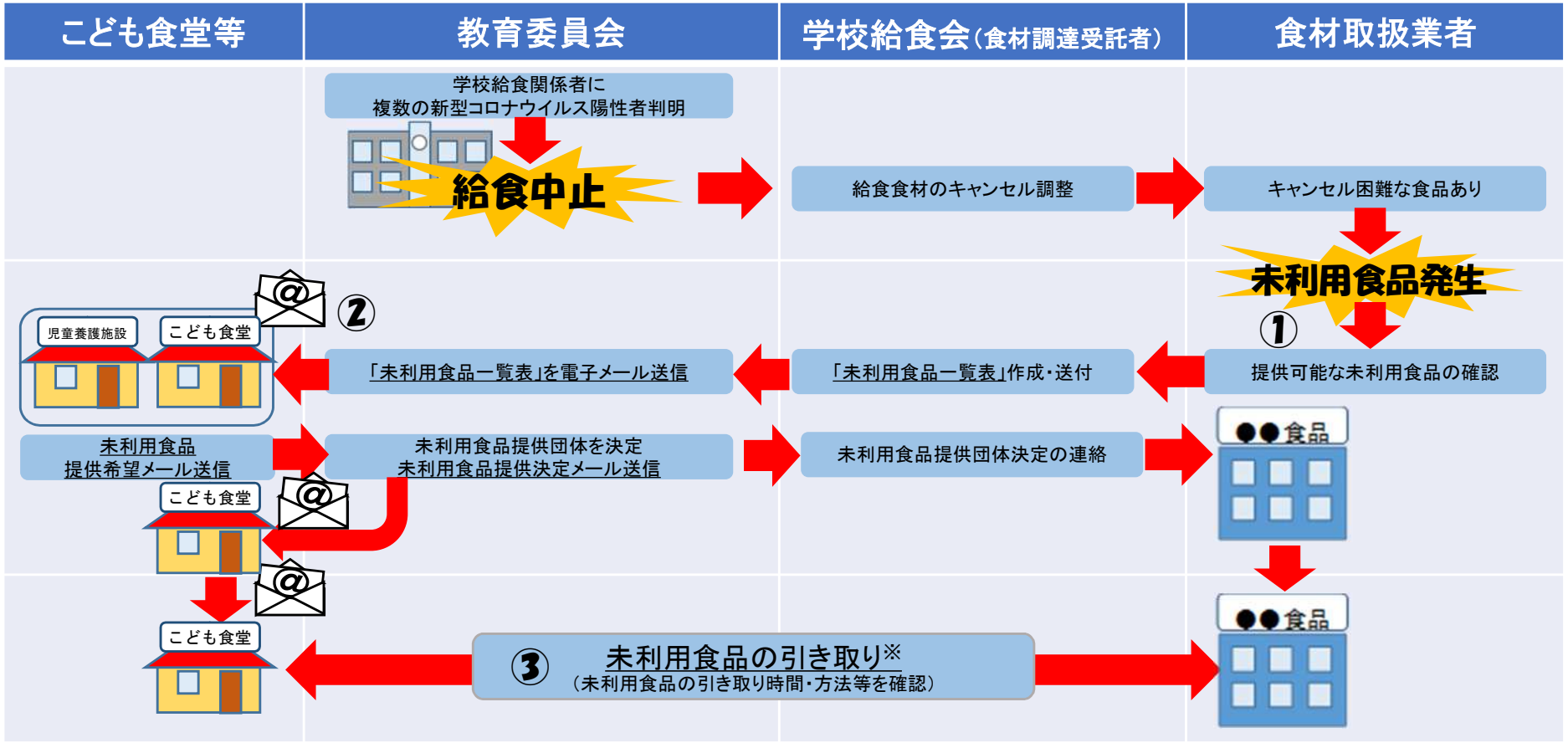

※　上記フローは、一例です。学校に配送された未利用食品であっても、未開封かつ安全な引き渡しが可能な食品については提供対象とする場合があります。